

遊休農地の解消を支援します

田原市遊休農地解消対策事業のご案内

「借りて耕作したい農地があるけれど、草が生い茂っていて費用がかかる…」

そんな耕作者の皆さんを支援するため、遊休農地の簡易な整備（草刈り等）にかかる費用を支援します。

交付要件	○対象農地 ・ 地域計画の区域内にあること ・ 1号遊休農地（緑区分）であること ※遊休農地（緑区分）とは、草刈り等の簡易な整備で耕作可能となる遊休農地 ※対象農地に該当するかについては、営農支援課にご相談ください ○事業要件 ・ 耕作者と農地所有者の間で、本事業の実施について合意していること ・ 農地中間管理機構を通じて、農地中間管理権を10年以上設定すること（原則、無償での貸し借り） ・ 転貸する相手方が、当該遊休農地の所有者ではないこと ・ 過去に本事業の交付を受けた遊休農地ではないこと
対象経費	・ 草刈り、除礫、抜根、耕起・整地等に必要な経費 ※対象外例：農業目的で植えた樹木の抜根費用、機械等の購入費用等
支 援 額	・ 遊休農地解消に要した経費を10a当たり最大43,000円支援 ※支援額を越えた分の費用は、耕作者の負担



主な手続きの流れ

STEP 1 相談 ▶現況写真を持参し、営農支援課へ相談 ▶書類の提出 ・ 見積書 ・ 位置図 ・ 合意書 等 ▶契約手続	STEP 2 作業実施 ○草刈り ○除礫 ○抜根 ○耕起・整地 等	STEP 3 完了後 ▶事業完了の確認 ▶完了書類の提出 ・ 写真 ・ 請求書 等 ▶口座振込 ▶農地中間管理権の設定	様式等はこちら 
---	--	--	--

【問合せ先】田原市役所 農林水産部 営農支援課（田原農業支援センター内）

電話：0531-22-1126 FAX：0531-22-1127 Email：einou@city.tahara.aichi.jp